

答申第747号

令和2年9月16日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和元年9月4日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第842号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、平成28年9月9日付け電話通信紙に基づく調査に対する各警察署長の回答文書について、その存否を明らかにしないで、公開を拒否したことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件公開請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定に基づき、本件公開請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、平成28年9月9日付け電話通信紙（以下「本件電話通信紙」という。）を対象文書として特定の上、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「前回処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、前回処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 神奈川県公安委員会は、前回審査請求に対し、令和元年7月10日付けで、前回処分は、本件電話通信紙に基づく調査に対する各警察署長の回答文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求を拒否したものとして、前回処分のうち、当該公開を拒否した部分を取り消す一部認容の裁決を行った。
- (5) 実施機関は、前記(4)の裁決を受けて、本件公開請求のうち、前記公開請求を拒否した部分について、令和元年7月11日付けで、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号本文の非公開情報を公開することとなるとして、条例第8条及び条例第5条第1号本文を理由に、本件請求文書の存否を明らかにしないで、公開を拒否する決定（以下「本

件処分」という。)を行った。

- (6) 審査請求人は、令和元年7月17日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の氏名等が記載された本件請求文書が存在したか否かに係る情報（以下「本件非公開情報」という。）は、条例第5条第1号本文に該当せず、たとえ同号本文に該当したとしても、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。特定事件の重大性に鑑みれば、本件非公開情報は、同号ただし書エに該当する。

(2) 条例第8条該当性について

特定事件との関係性があるものに係る文書であれば、存否を明らかにした上で、最大限に公開すべきである。

(3) 条例第7条該当性について

公益上の理由による裁量的公開の規定は、存否応答拒否の場合にも適用がある。特定事件の重大性に鑑みれば、本件非公開情報は公開されるべきである。

(4) 本件公開請求の対象となる文書の特定について

文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。実施機関は、前回審査請求に係る審査会の答申により、文書の特定漏れが認定されており、更なる特定漏れを否定できない。

(5) 理由付記の不備について

本件処分に係る令和元年7月11日付け行政文書公開拒否決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）に記載された「特定の個人」とは、実施機関の弁明書によると、本件被疑者のみのことと解釈できるが、本件決定通

知書の理由付記では、本件被疑者のみのことであるかが明らかではなく、本件請求文書の性質上、複数の人物が記載されていると言えるから、本件請求文書に記載された本件被疑者以外の特定の個人のことにも含まれるのかも明らかではない。

非公開理由の記載は、公開しないとする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないとされているにもかかわらず、実施機関は、上述のと通りの記載にとどめている。これは、本件非公開情報がいかなる抽象的な性質を有する情報なのかにつき、非公開情報を公開しない限度で具体的事情に基づいて理由を付記したとは言えず、条例第10条第3項の要求する理由付記を十分に果たしたとは言えず違法である。

(6) その他

審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部地域部地域指導課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、本件被疑者に関する記載がある平成28年3月2日から同年7月25日までの間に作成され、各警察署において保管されていた事件（事案）取扱報告書、参考報告、110番事案措置票及び警察署通報事案受理票の全てであり、神奈川県警察本部地域部地域指導課（以下「地域指導課」という。）及び神奈川県警察本部地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）にファクシミリ送信されたものである。

事件（事案）取扱報告書は、地域警察官が検挙に至らない事件等の取扱い状況を明らかにするために作成する文書であり、参考報告は、犯罪の捜査等に必要な参考事項を警察職員が所属長に報告する文書である。また、110番事案措置票及び警察署通報事案受理票は、110番及び加入電話により受理した事案の受理・処理状況を明らかにするために作成する文書であり、

いずれの文書にも事案の関係者等の氏名、住所、申立内容等の個人に関する情報が記載されている。

このことから、仮に本件請求文書が存在していたとするならば、特定事件との関係性が判明しない事案、例えば、本件被疑者が他の事件の被害者となっている事件（事案）取扱報告書、通報者となっている110番事案措置票等も含め、各警察署からファクシミリ送信され、本件電話通信紙とともに保管されている。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件非公開情報は、本件被疑者の個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

本件被疑者の氏名は、特定の個人が識別される情報に該当するが、既に報道等により公知となっていることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する情報として公開している。しかし、本件非公開情報は、本件被疑者の個人に関する情報であり、報道等により公にされている事実は認められず、また、公にすることが予定されている情報とは認められないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

本件非公開情報は、法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するために公開することが必要であると認められる情報に該当しない。

(3) 条例第8条該当性について

本件請求文書が存在することを前提に諾否の決定を行えば、本件被疑者がいずれかの事案の関係者等となっていたことが明らかとなり、本件請求文書が存在しないことを前提に諾否の決定を行えば、本件被疑者がいずれかの事案の関係者等ではなかったことが明らかとなることから、条例第5

条第1号本文で定める個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報を明らかにするものである。また、かかる情報の内容及び性質から、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

よって、本件請求文書は、その存否を答えるだけで同号本文に該当する非公開情報を公開することになるため、条例第8条に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

条例第7条の前段において、「公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても」と規定されており、「公益上特に必要があると認めるとき」を判断する上において、本件請求文書が存在することが前提になっている。

したがって、本件請求文書が存在するか否かさえも答えられない場合には、同条該当性を検討する余地はないと考えるが、仮に審査請求人の主張に照らして判断したとしても、本件請求文書の存否を明らかにすることについて、公益上特に必要があるとは認められない。

(5) 本件公開請求の対象となる文書の特定について

本件審査請求は、前回審査請求が一部認容（前回処分を一部取消し）されたことを受けて行った本件処分に対する審査請求であるが、審査請求人は、前回審査請求においても同様に、文書の検索の不十分性等を主張しており、この点については、令和元年7月10日付け裁決において審査済みである。

本件審査請求の対象となる文書は、本件処分において改めて諾否の決定をしたものであるところ、前回審査請求における裁決に係る判断を覆すような新たな事情もないことに鑑みれば、本件処分における文書の特定は妥当であり、遺漏がない。

よって、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

(6) 理由付記の不備について

本件決定通知書には、公開を拒む理由として、いかなる根拠によりその判断に至ったかについて、条例第5条第1号本文に規定する特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当する旨及び条例第8条に規定する本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開する

ことになる旨の具体的な理由を付記していることから、理由付記に不備はない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件電話通信紙に基づく調査について

本件電話通信紙は、実施機関から、各警察署に対して、各警察署が保管している事件（事案）取扱報告書、参考報告、110番事案措置票及び警察署通報事案受理票のうち、本件被疑者に関する記載があるもの（以下「被疑者取扱文書」という。）の保管の有無についての報告を求める趣旨で発出されたものである。

そして、上記の調査を受けた各警察署が、被疑者取扱文書を保管している場合は、その回答として、当該文書を地域指導課又は通信指令課に対してファクシミリにより送信し、これらの課が受け取る運用となっていることが認められる。

一方、各警察署が被疑者取扱文書を保管していない場合は、その旨を地域指導課又は通信指令課に対して、電話でのみ報告することとなっており、これらの課が各警察署から文書を受け取ることはない運用となっていることが認められる。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求文書の存否を答えることは、条例第5条第1号本文の非公開情報を公開することと同様の結果を生じることとなるため、条例第8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、公開を拒否する本件処分を行った旨説明していることから、以下、検討する。

ア 条例第8条は「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」旨規定している。

イ 本件電話通信紙に基づく調査の内容は、本件被疑者が特定期間中に各警察署において取り扱われたことがあるか否か等を調べるものである。

そして、前記(1)の調査の運用を前提とすると、本件請求文書の存否を明

らかにすることは、本件被疑者がいずれかの事案の関係者等となっていた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

ウ 本件存否情報は、本件被疑者の各警察署における取扱状況という個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に規定される「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの」に該当すると判断する。

なお、同号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を例外的に公開するものと定めている。しかし、本件存否情報は、報道等によって公になっている情報ではなく、また、公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないと判断する。

エ したがって、本件請求文書は、その存否を答えるだけで条例第5条第1号本文の非公開情報を公開することとなるため、実施機関が、条例第8条及び条例第5条第1号本文を理由に本件処分を行ったことは妥当である。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本件存否情報は、本件被疑者が特定期間

中に各警察署において取り扱われたことがあるか否かに係る情報であつて、かかる情報を公開しなければならないほどの公益上特に必要があると認めるべき事情は存しないので、実施機関が本件存否情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは妥当である。

(4) 本件公開請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、前記3(4)のとおり、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である旨、さらに、前回処分時に文書の特定漏れが認定されているため、本件処分においても、更なる特定漏れを否定できない旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

実施機関は、本件請求文書について、本件処分において改めて諾否の決定を行ったものであるところ、前回審査請求における裁決に係る判断を覆すような新たな事情もないことに鑑みれば、審査請求人の主張を認めることはできない。

(5) 理由付記の不備について

審査請求人は、前記3(5)のとおり主張するが、実施機関は、本件処分の理由について、その根拠条文とともに、本件存否情報が条例第5条第1号に規定する特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当する旨を説明した上で、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、非公開情報を公開することになると具体的に説明している。このことから、実施機関が条例第8条及び条例第5条第1号を適用するに至った理由は、具体的に示されていると認められ、実施機関の理由付記に不備はないと判断する。

(6) その他

審査請求人は、前記3(6)のとおり、情報公開制度の運用の仕方に関し、反論書の副本の提出を強いられた旨主張している。

しかしながら、附属機関の設置に関する条例の別表は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報

告すること」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性（条例第5条各号）、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性（条例第3条第1項）やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人の主張について調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年9月4日	○ 諮問
令和2年6月18日 (第206回部会)	○ 審議
8月24日 (第208回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

（令和2年9月16日現在）（五十音順）